

【再生可能エネルギー】

欧州委員会、バイオ燃料の生産を奨励（EU）

欧州委員会（EC）は 2006 年 2 月 8 日、農産物からのバイオ燃料の生産を奨励するため、「バイオ燃料のための EU 戦略 [COM (2006) 34]」と題する野心的な戦略を発表した。原油価格の高騰や京都議定書の目標達成に加え、2006 年に入ってから、ロシアからの天然ガス供給の安全に不安が生じるなど、EU はエネルギー戦略の見直しを迫られている。英国やベルギーなど一部の加盟国では、原子力政策の見直しを求める声も挙がっている。

EU は、再生可能エネルギーの利用促進にも力を入れている。しかし、2020 年までにエネルギー全体に占める再生可能エネルギーの割合を 12% とするという EU の目標達成は、現状では不可能に近い。こうした状況から欧州委員会は、用途が広い上、大きな潜在力を持つ再生可能エネルギー源であるバイオマスの利用促進を図るため、2005 年 12 月に「バイオマス分野での行動計画 [COM (2005) 628]」を発表、この中ですでに運輸部門でのバイオ燃料の利用促進を取り上げている。

「バイオ燃料のための EU 戦略」は、この行動計画に立脚するもので、以下の 3 点を主要な目標としている：

- (1) EU 域内並びに発展途上国でのバイオ燃料の利用促進のための行動
- (2) バイオ燃料のコスト面での競争力の改善や、「第 2 世代」バイオ燃料分野での研究の強化によるバイオ燃料の大規模な利用の準備
- (3) 発展途上国への援助（バイオ燃料の生産は、これらの国々の持続的な経済成長を促し得る）

バイオ燃料の利用促進により欧州委員会は、EU の化石燃料輸入依存度を減らし、温室効果ガス排出を削減、一方で農業従事者には新たな販路を、一部の発展途上国には新たな経済発展の可能性を提供する方向にあると言える。

「バイオ燃料のための EU 戦略」はまた、バイオ燃料の生産や利用を促進するための優先行動の基軸として以下のようなものを挙げている：

・バイオ燃料の需要の刺激：

2006 年中に「運輸部門でのバイオ燃料あるいは他の再生可能燃料の利用を促進する欧州議会、理事会指令 2003 / 30 / EC」の見直しに関するレポートを発表、加盟国に「第 2 世代」バイオ燃料を含むバイオ燃料の利用を促す。

・ **環境のための行動：**

欧州委員会は、バイオ燃料が温室効果ガスの排出削減に関する目標達成にいか
に貢献できるかを検討する。

・ **バイオ燃料の生産、流通の促進：**

欧州委員会は農村開発計画の枠内で、バイオ燃料が提供しうる可能性を分析する
特別班の設置を提案する。

・ **原料の供給範囲の拡大：**

欧州委員会は、共通農業政策（CAP）に基づく援助制度に、バイオ燃料生産のた
めの砂糖生産を加える。また、同委員会は、農業従事者や森林の所有者向けの啓蒙
普及キャンペーンのための資金を提供する。

・ **貿易機会の拡大：**

欧州委員会は、バイオ燃料のための個別の関税法案を提出する可能性を検討する。
また、バイオディーゼルの品質基準の修正案を提出する。

・ **発展途上国の支援：**

欧州委員会は、EU の砂糖部門の制度改革の影響を受けるアジア・カリブ海・太平
洋諸国（ACP）が、砂糖生産に関連するこれらの国々のための援助措置を、バイオ
エタノールの生産奨励のために使用できるようにする。

・ **研究開発の促進：**

欧州委員会は、企業が主導する「バイオ燃料に関する技術プラットフォーム」の構築
を支援する。また、第7次の研究開発フレームワーク計画（FP7）では、バイオ燃料に
高い優先度を与える。中でも「bio-refinery（バイオマスを原料として、バイオ燃料、
熱・電力生産を行う）」のコンセプトと「第2世代」バイオ燃料が重視される。研究活
動を通じ、2010年以降にはバイオ燃料の生産コストを大幅に引き下げる必要がある。

欧州委員会のフィッシャーポエル委員（農業・農村開発）は、「原油価格は依然として
高い上、ロシアからの天然ガス輸入に関する最近の問題を通じ、EU のエネルギー自給率
を増すことがいかに重要であるかを改めて思い知った」とし、「バイオ燃料は、EU の農
業従事者に新たな販路を提供する」ことを強調。一方、ミッシェル委員（開発・人道援助）
は、「EU のバイオ燃料市場は、発展途上国に新たな輸出機会を提供する」としている。

< 参考 >

欧州委員会（農業総局）:

http://europa.eu.int/comm/agriculture/biomass/biofuel/index_en.htm

以 上